

1 報告

(1) 小牧市における交通事故及び犯罪発生状況について

小牧警察署担当

(2) 令和元年度の小牧市における交通防犯に関する取組みについて

① 交通安全対策事業について

・交通安全教室

開催回数	27回
対象者	高齢者、幼児、小学生、中学生、一般など
主な内容	歩行時や自転車走行時の注意、交通ルールの説明等

・交通安全街頭キャンペーン等

開催回数	23回
主な内容	四季の交通安全運動、飲酒運転根絶、シートベルト着用の徹底、自転車マナーの向上、高齢者事故防止、夕暮れ時ライト点灯、夜光反射材着用などをテーマとした街頭啓発活動

・その他広報活動

- (1) 交通安全の啓発に関する動画を庁舎内で放映
- (2) 広報こまき及び市ホームページによる情報発信
- (3) 運転免許証の自主返納についての案内を配布（各市民センター等）
- (4) 事故防止のための安全運転サポート車講習会の開催

② 防犯対策事業について

・防犯教室

開催回数	12回
対象者	高齢者、小学生、一般など
主な内容	住宅対象侵入盗や特殊詐欺対策等

・防犯街頭キャンペーン等

開催回数	11回
主な内容	四季の安全なまちづくり県民運動、金融機関での啓発活動（特殊詐欺対策のため、年金支給日に合わせて実施）、特殊詐欺、住宅対象侵入盗、自動車関連盗等をテーマとした街頭啓発活動

・その他防犯対策に関する広報・啓発活動

- (1) 広報こまき、市ホームページ等による情報発信
- (2) ドライブレコーダーの設置に関するマグネットの配布
- (3) 小牧南高校における自転車盗防止のためのツーロックの啓発

《参考》

年(平成)	28	29	30	31
刑法犯認知件数	1,767	1,672	1,374	1,182
うち特殊詐欺	10	32	6	6

③ 防犯灯のLED化について

平成30年度に実施した防犯灯設置状況調査結果に基づき、令和元年10月頃から蛍光灯防犯灯の全てを順次LED防犯灯に交換し、令和2年2月末までに終了しました。従来区で行ってきた防犯灯の設置・維持管理を令和元年10月から、市で行っています。

《参考：防犯灯の数量》※令和2年3月末現在

	蛍光灯その他	LED灯	合計
LED交換前	4,591	5,949	10,540
LED交換後		10,540	10,540
令和元年度新設		32	10,572

④ 通学路等における防犯カメラの設置について

平成30年度、国が策定した「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時における子どもの安全を確保するため、通学路を中心とした市内100箇所に防犯カメラを設置しました。令和2年3月から運用を開始しました。

⑤ 巡回バスにおける交通安全ポスターのラッピングについて

市内小中学校の児童生徒に募集を呼びかけ、提出作品から選出された特別賞 7 作品を令和元年度第 2 回の小牧市交通安全・防犯対策協議会で委員の皆様を確認していただいた上で、令和元年 11 月に巡回バスの車体にラッピングを行いました。

《参考：ポスターのラッピング箇所について》



この部分に、ポスターをラッピングしています。

(3) 今年度の取組事項について

① 巡回バスにおける交通安全・防犯対策ポスターのラッピングについて

今年度も引き続き、市内の様々な場所を走る巡回バスに、交通安全・防犯対策を呼びかけるポスターをラッピングし、多くの市民に広報・啓発する予定です。すでに市内小中学校の児童生徒に募集を呼びかけ、作品を提出いただいております。今回の小牧市交通安全・防犯対策協議会で委員の皆様審査を行っていただきます。

② 高齢者急発進等抑制装置設置費の補助について

自身が運転する車両に後付けで急発進等抑制装置を設置する方にその費用の一部を補助することで、高齢者の安全運転に役立てることを目的としています。市内在住の 65 歳以上で、車検証上の使用者の方を対象としています。国の補助の他、市から最大 32,000 円の補助金を受けられます。令和 2 年 7 月末現在で、46 件の申請がありました。今後も高齢者の運転操作誤りや不慮の事故を防ぐため、急発進等抑制装置の普及に努めています。

③ 防犯対策補助金制度の見直しについて

補助対象とする物品を、現在の犯罪情勢にあわせて見直し、鍵の交換、防犯砂利等を対象から除き、防犯カメラを「録画機能付き防犯カメラ」、インターフォンを「録画機能付きインターフォン」に変更し、特殊詐欺対策として「迷惑電話防止機能付きの固定電話」を追加し、運用しています。

④ その他

- 交通ルールの実践とマナー向上のためストップマークシートを各区の交通委員に配布しています。従来のペンキと比べ、設置が容易で、夜間等も目立つことから、今後も継続して取り組んでいく予定です。
- 新型コロナ感染症の流行に伴い、大幅な税収の減額が見込まれる中、当市においても財政当局から緊縮財政を求められています。一部事務事業の見直しを求められる中、改めて各事業の費用対効果等を十分に検討していきます。

2 議題

新型コロナ感染症流行下における交通防犯の啓発活動について

令和2年4月7日に愛知県知事より緊急事態宣言が発令され、また国の緊急事態宣言も対象地域を全国へ拡大されました。愛知県知事からは、不要不急の外出、移動の自粛を要請されており、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することとされました。感染者数が徐々に落ち着き、5月25日に国は感染拡大防止に関する緊急事態宣言を全面解除し、小牧市においても段階的に様々な活動を再開してきました。しかし、全国的にも愛知県においても7月以降感染者数が上昇傾向にあり、経済活動を含めた生活全体に大きな影響を及ぼし、新しい生活様式を求められています。

その中で、60団体を超える自主防犯パトロール団体には、巡回するエリアを複数に分けて、参加者・所要時間を少なくしたり、食料品の買い出しなど生活維持のための外出の際における「ながらパトロール」を行うなど、無理のない範囲でのパトロール活動の実施を呼びかけています。また、参加者全員のマスクの着用、アルコール消毒の徹底、健康管理の徹底、チェックリストの記入、心配のある方の参加を強制しないなど、具体的に留意事項を伝え、十分な感染者対策を実施しながらの持続的な活動をお願いしています。

「交通安全・防犯教室」や「交通安全・防犯街頭キャンペーン」等、不特定多数の接触が想定される事業は一部取りやめ、実施する場合も感染対策を入念に行った上で実施しています。

一方で、新たな特殊詐欺も発生するなど、交通防犯啓発事業の手をゆるめることはできない状況の中、新しい生活様式にあわせた啓発活動の方式等について協議をお願いします。

(参考：厚生労働省 HP から)

